

庄内食肉流通センター、焼却炉維持管理計画

維持管理基準

- 1 焼却室への廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと
- 2 焼却室中の焼却ガス温度を 800℃以上に保つこと
- 3 焼却灰の熱収減量を 10%以下とすること
- 4 運転開始時には炉温を速やかに上昇させ、運転停止時には炉温を高温に保ち廃棄物を焼却し尽くすこと
- 5 集塵機に流入する焼却ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却すること
- 6 冷却設備等に堆積したばいじんを除去すること
- 7 排ガス中の一酸化炭素濃度を 100ppm 以下とすること
- 8 排ガス中のダイオキシン類濃度を基準値以下とすること
- 9 焼却ガス温度及び排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録すること
- 10 排ガス中のダイオキシン類濃度を年 1 回、ばい煙量又は、ばい煙濃度を 6 月に 1 回以上測定・記録すること
- 11 排ガスを水により洗浄又は冷却する場合、飛散及び流失しないようにすること
- 12 ばいじんを焼却灰と分離して排出・貯留すること